

## 平成25年度福島県動物愛護推進懇談会 議事録

- 1 日 時 平成26年2月24日（月） 午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所 杉妻会館 3階「しゃくなげ」（福島市杉妻町3-45）
- 3 出席者 【公益社団法人福島県獣医師会の代表】 森澤 道明 委員  
【動物飼養管理者の代表】 長岡 裕子 委員  
【福島県動物愛護ボランティア会の代表】 山崎麻弥子 委員  
【学識経験者】 太田 禅 委員  
【公募による県民の代表】 増田比沙子 委員  
【市町村の代表】 加藤 孝一 委員

### 4 議事内容

（事務局）

只今より平成25年度福島県動物愛護推進懇談会を開催します。

懇談会の開催に先立ちまして、今回市町村の代表として委員を努めていただいていた福島市の嶋原委員が福島市を退職されています。従いまして新たに福島市の環境部環境課の加藤孝一課長様に前任の残任期間を委嘱させていただいておりますので、年に一度の懇談会の開催でございますので、委員の皆様方の紹介をさせていただきます。

まず初めに獣医師会会長の森澤委員です。（森澤です、よろしくをお願いします。）

続きまして、公益社団法人日本愛玩動物協会に所属され、動物飼養管理者の代表である長岡裕子委員です。（長岡です、よろしくをお願いします。県民の方の税金でここに来させて頂いているので、有効に使うため、ちょっと五月蠅いくらい発言するかもしれないですが、どうぞよろしくをお願いします。）

続きまして、福島県動物愛護ボランティアの会の代表としまして、山崎麻弥子委員です。（山崎です、どうぞよろしくをお願いします。）

公益社団法人福島県獣医師会所属され、学識経験者委員であります、太田禅委員です。（よろしくをお願いします。）

一般の県民の方々からの公募より委員を務めていただいております、増田比沙子委員です。（増田です、よろしくをお願いします。）

福島県市町村会の代表としまして、福島市環境部環境課長様の加藤孝一委員です。（嶋原の後任ということで来ました加藤です。よろしくをお願いします。）

以上、6名の委員の皆様で懇談会を進めさせて頂きたいと思います。それでは、本日の懇談会の開催にあたりまして、食品生活衛生課長藪内礼子よりご挨拶申し上げます。

(食品生活衛生課長)

只今、ご紹介がありました、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の藪内でございます。懇談会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃皆様におかれましては、動物愛護の啓発にご理解とご協力を頂きまして、心から感謝申し上げます。また、本日は忙しい中、当懇談会に出席頂きましてあらためてお礼申し上げます。皆様の前で申し上げるまでも無いことですが、動物は人間と深い関わりを持っており、私たちの生活にやすらぎを与え優しさや思いやりにあふれた豊かな人間性を育んでくれる存在でございます。そのため、最近は多種多様な動物がペットとして飼われるようになり、様々な動物に関わる問題も発生しているところです。このような中で本県においては、平成23年3月に発生しました東日本大震災に於いて、多くのペット達が原子力災害という未曾有の災害に見舞われましたが、ボランティア会、県獣医師会、多くの県民の皆様から支援・ご協力を頂き、事業を実施しているところです。本日は大震災後となります、平成24年度の動物愛護管理事業の実施状況、また昨年9月の動物愛護法の改正、並びに、昨年8月の国が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための「基本指針」の改正に伴う、福島県動物愛護管理計画の見直し等についてご説明をさせていただきます。今後、県が進めていきます十カ年計画で、皆様、是非率直なご意見ご提言を頂きまして、今後の本県の動物愛護管理予定に反映させていきたいと考えております。限られた時間ではありますが、委員の皆様には特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、本日の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

では、これからの議事進行につきましては、福島県動物愛護推進懇談会設置要綱に基づき選任されておられます、森澤委員に座長をお願いしたいと思います。

(座長)

福島県獣医師会の森澤です。本日はお手元の資料にありますように、「平成24年度動物愛護管理事業の実施状況について」と「福島県動物愛護管理推進計画の見直しについて」、「被災動物の保護状況等について」の三点について、皆様の活発なご意見を頂ければと思います。

議題の一番目「平成24年度動物愛護管理事業の実施状況について」事務局から説明願います。

(事務局)

まず初めに資料の確認ですが、本懇談会の次第、資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3をそれぞれ各委員に送付させていただいておりますが、委員の皆様お忘れや、足りない資料はないでしょうか。各委員とも大丈夫ですね。

それでは、議題1「平成24年度動物愛護管理事業の実施状況について」事務局から説明をさせていただきます。資料1に基づいて説明をいたします。

実施状況の概要ですが、例年、県の施策につきましては、大きく10事業をもって展開しております。10事業については後ほど個々に説明しますが、その概要についてまとめたものを初めにお話させていただきます。

平成24年におきまして動物愛護思想の普及啓発、飼い犬・猫の適正飼養の推進、保護収容動物の譲渡推進及び動物愛護ボランティアや児童教育などの人材育成事業を関係機関・団体の皆様と連携協働し実施しました。この平成24年度に実施した10事業における成果目標が14項目ありますが、これらの評価は、毎年度実施することとなっておりますので、24年度事業の評価を行いましたところ、A評価が6項目、B評価が3項目、C評価が5項目でした。A評価は、24年度の目標値を達成したというものですが、6項目ございます。

B評価とは、24年度目標を達成していないものの、18年度の実績値である基準値はクリアしていたものであり、こちらが3項目ありました。

C評価は、24年度目標を達成していないし、基準値も下回っているものであり、5項目ありました。従って、今後、これらの評価を踏まえて、特にしつけ方教室の実施方法や、狂犬病予防注射の実施率の増加に向けた取組及び動物愛護ボランティアの育成や小学校への獣医師派遣事業などの人材育成に関わる事業について、実施方法を見直し、改善していかなければならないということが課題になっております。

大きな「Ⅱ」番ですが、動物愛護管理事業の評価をまとめたものですが、次ページから一つずつ報告させていただきますと思います。

「1 飼い犬等のしつけ方教室」犬や猫の飼い主にしつけの方法や飼養管理に関して、その知識を習得させるということを目的にしています。人と動物の共生の推進を図ることが大きな目的です。

(P2、「1 飼い犬等のしつけ方教室」を説明。震災の影響により23年度は開催回数、受講者数ともに減少しました。)

続いて「2 動物愛護管理強化対策事業」について、

(P3、「2 動物愛護管理強化対策事業」を説明。狂犬病予防注射実施率の向上に向けては、獣医師会の先生方、各市町村の皆様と連携を図って100%を目指していきたいと考えております。)

「3 犬及び猫の引取り事業」について、

(P4、「3 犬及び猫の引取り事業」を説明。猫の引取り件数を減らすためには繁殖制限が必要と考えられます。)

「4 犬及び猫の譲渡事業」について、  
(P5、「4 犬及び猫の譲渡事業」を説明。震災の関係で23年度以降譲渡が増えています。)

「5 動物愛護ボランティア養成講習会」、「6 動物愛護ボランティア登録」について、  
(P6、P7、「5 動物愛護ボランティア養成講習会」「6 動物愛護ボランティア登録」について説明。しつけ方教室受講者にボランティア講習会の受講案内をするが、震災後、しつけ方教室が開催出来ない保健所もあったので、受講者、登録者が少なかった。後で提案しますが進行管理が解りにくいので、目標値を受講者数ではなく累計人数に変更したく、後ほど、見直しのところで説明いたします。)

「7 小学校への獣医師派遣事業」について、  
(P8、「7 小学校への獣医師派遣事業」について説明。相双保健所においては被災動物の保護等に人員を割かれ開催出来ませんでした。)

「8 動物取扱業者に対する監視指導」について、  
(P9、「8 動物取扱業者に対する監視指導」を説明。一施設に一度必ず行って確認・指導を行うことを目標としていますが、震災の影響等で100%を達成出来ませんでした。)

「9 特定動物飼養者に対する監視指導」について、  
(P10、「9 特定動物飼養者に対する監視指導」について説明。熊やニホンザル等の危険な動物(特定動物)を監視する。これらの動物はともすれば人の命を奪う危険性もあることから、年1回以上は監視するようにしており、これは目標を上回りました。)

「10 動物取扱責任者研修事業」について、  
(P11、「10 動物取扱責任者研修事業」について説明。開催日程を各保健所で重ならないようにするなど、保健所間の開催日に配慮した案内をさせていただきながら、受講率を上げていきたいと考えております。)

以上、資料1に基づき、平成24年度の動物愛護管理事業の実施状況について説明させて頂きました。

(座長)

ありがとうございました。只今の説明は24年度の事ですので、1年前の事になりますが、これについて何かご意見のある方はいらっしゃいますか？

(長岡委員)

行政の方が頑張っているのは解ります。色々な団体さんの、全国的に飼育犬の頭数が減っているというデータがあるのですが、そういう事が反映してのデータなのでしょうか？

(事務局)

ここでいう犬の捕獲頭数というのは、元々飼育されていた犬を捕獲したとか、放浪していて飼い主が不明な犬を捕獲したものの数として整理しています。つまり、保健所が飼い主から依頼を受けて引き取った犬の数は含まれておりません。

(長岡委員)

それと、実は震災前のこの懇談会でもお話したのですが、数字を出されても私達は何を読み取ったら良いのか解りづらいところがあります。ぱっと見ただけでも、例えば、引取りされた犬と猫の頭数だけ見ると、引き取った頭数以上に譲渡してるように見えます。引取りが573頭に対して譲渡数が593頭という記載がありますが、これはどういう犬をどのように譲渡したのかというのが全く見えてきません。この数字のリンクがどうなっているのか。

(事務局)

ご指摘のように数字の出し方は、解りやすいように改めていきたいと思えます。

譲渡数ですが、3番の犬猫の引取り頭数と捕獲頭数を合わせた犬猫の中で、譲渡数がこれだけあったという状況です。

(長岡委員)

そうすると、譲渡頭数は引取と捕獲を合わせた総計に対してですが、何%くらいになるのでしょうか？

(事務局)

資料の2-2のP20の別表1に、24年度の実績について記載したものがありません。パーセンテージの記載がなくて申し訳なかったのですが、24年度の犬の捕獲数頭数は、1,202頭、引取り頭数が573頭でした。猫については引取り頭数3,428頭でした。そのうち引取り手がなく殺処分しましたのが、犬612頭、猫3,123頭で、譲渡出来ましたが、犬で593頭、猫で272頭という状況になっております。

(長岡委員)

できるだけこういうことが解った方が、実際に事業の成果が解りやすいと思えます。常時このような事業に携わっているのであれば尚のこと。是非よろしく願います。

(事務局)

解りました。

(増田委員)

5番の動物愛護ボランティア養成講習会についてですが、これはしつけ方教室に出ないとボランティアは出来ないのですか？

(事務局)

いえ、そういう事は全くありません。先ほども説明させていただきましたが、私どもも動物愛護ボランティア活動は、たくさんの方々のご協力を頂きたいと思っております。実際は、ボランティア活動に参加いただけることは難しい実態にあります。こういった状況の中、しつけ方教室に参加を頂いた方だとか、今既にボランティア会会員の方から紹介頂いた方につきましては、私どもから直接お声掛けさせていただき、募っているという状況です。しつけ方教室とボランティア会の方からの紹介等の方法で実施しております。

(増田委員)

今ひとつ解らないのですが、例えばしつけ方教室に出て養成講習会を受けてボランティアの登録をする、そのボランティアの登録をしたら、主に獣医師派遣だったり、小学校の派遣だったりすると思うのですが、この活動のみのボランティアを募るのでしょうか？

(事務局)

一般の動物愛護のボランティアというのは、行政主導では無いと私どもは考えているのですが、行政が実施しているしつけ方教室と獣医師派遣事業において是非とも、ボランティアの方々の力を借りないと中々事業が展開できないという事情があります。現在、ボランティア会は福島県で連合会を設置しておりますが、県内各地域の動物愛護ボランティア会の取りまとめ役として、我々の方でこの連合会の事務局を担当しております。従いまして、事業につきましては、現在この二つの大きな事業ということで展開をさせて貰っているわけですが、他にも9月20日から26日にかけて動物愛護週間があり、こちらにもそれぞれの地域での活動をブースを設けて紹介したりというようなことも実施させていただいております。

(増田委員)

だいたい分かりましたが、ボランティアになりたいと言う方が私の周りにはいるのですが、犬を飼っていないとか、飼い犬のしつけ方教室には出ないからという理由でボランティア活動には参加できないのでしょうか？動物が好きな方の中には、犬だけに限らず、猫が好き、ウサギが好きという方々がいると思います。

(事務局)

犬・猫を飼ってらっしゃらなくても、保健所の事業活動の主旨にご理解頂ける方で、ボランティア会に入会していただければ、ボランティア活動は可能です。例えば、県中保健所がそうなのですが、犬を飼っておられない方もボランティア会に入っていますし、ボランティア講習会において、資料の配付であったり、入会手続きについてご説明を頂いたりとか、色々な形でご協力を頂いています。小学校への獣医師派遣事業においても、自分は犬を飼ってなくても、サポートをしてくださったり、動物とのふれあいの時間で聴診器を用いて心音を聴く際にもアシスタントをして頂いたり、様々なご協力を頂いております。

(食品生活衛生課長)

少し誤解があるかもしれないのですが、ボランティア会の仕事は、行政のお手伝いをして頂くことだけではありません。行政の方としては大変ありがたく、そういった部分でついでにしてしまうと言うこともあります。ボランティア会独自で動いているところもたくさんあります。例えば行政と一緒に福祉施設を訪問していたのだけれど、行政の方は1年で手を引いて、その後ボランティア会だけで福祉施設の訪問事業をやっているというような所もありますし、そういう意味でボランティア会が独自で自分たちの企画をして、ボランティアの気持ちをボランティアの形にして表すということは、ボランティア会の仕事の一つとして独立したものだという風に認識して頂いて構わないと思います。

(山崎委員)

福島県動物愛護ボランティア会について、自分が今、県北動物愛護ボランティア会に所属していますが、私たちもボランティア講習会を受けました。現在は、ボランティア講習会の時に、自分達の県北動物愛護ボランティア会がこういう事をしているので、私たちのボランティア活動に参加しませんか？とお誘いする時間を設けてもらっていますが、増田さんが言われたように、福島県動物愛護ボランティア会に所属している方とそれ以外のボランティアの方とがどういう風に交流を持っていくのがよいのか、考え方がイコールにならないところが難しいです。県北でいえば、今のボランティア会会員は、しつけ方教室に参加していただいた方が主なので、どうしてもしつけ方教室から発展させたボランティア活動とか、獣医師派遣事業の手伝いだったりに繋がっているのが現状です。震災前には、福島県動物愛護ボランティア会では、各地域で開催される動物愛護フェスティバルにおいて、各地区の会長さんや会員達が集まってフェスティバルの手伝いをしながら意見交換をし合ったりができていたので、これからもまたそういう機会を設けて頂けると良いと思います。

今後福島県動物愛護ボランティア会をどうしていけばよいのかというのは、まだまだわからないところですが、福島県としてボランティア講習会の内容を全体的に広めて活動を充実させていけると良いと思います。

(長岡委員)

改めて確認したいのですが、ボランティアの連合会があるという話ですが、連合会に所属しているボランティア会というのは、いわゆる行政の方が声をかけて立ち上げたボランティアの会のみですか？

例えば、特に震災後、福島県内に動物の愛護団体、保護団体、民間のボランティアさん、たくさんあると大分表立って解っていると思うのですが、そういう方達の中で連合会に入りたいと手を挙げてきた場合はどうするのでしょうか？

(事務局)

ご指摘のようにいろいろな愛護団体があります。これから、福島県動物愛護ボランティア連合会に入りたいという話があれば、検討するとはか言えないのですが、ただ、今現状のボランティア会の会長さん、県の施策的なところを理解して頂けるような団体であるのか、その辺をよくお話を聞かせていただき、判断していかなくてはならないのだろうと思います。初めから駄目ですよ、とか、いいですよ、とは言えないと思いますので、今ある各地区のボランティア会の会長さんの話、そして我々が、慎重かつ丁寧にお話させてもらいながら対応しなくてはならないと思っておりますので、この場で入会できるか否かの判断は難しいところです。

(長岡委員)

という意味では、先ほどの説明でボランティア会というのは、行政とかけ離れた民間の活動の団体ですよというご説明はでているのですが、どうも連合会の体質とかを聞くと、行政の、言ったらちょっと民間に近い機関のようにしかとれないと感じています。そういうところで、何かあると行政とは関係無いよっていう風に言い切って、ちょっとこう距離をとってしまうというのが民間のボランティアさんにとっては気の毒な気もするし、かといって福島県のボランティア連合会が民間に開かれているわけでは無いというのは、非常に腑に落ちない部分があると思います。

ですので、県が声をかけて立ち上げたボランティア会、それをボランティア連合会という名称であったり、立ち位置であったり、そういうものはきちんと検討していったらいいと、ボランティア会さんが可愛そうじゃないかと思えます。

全国的には推進員という形をとっていることが多いと思います。正にそのボランティア会さんが推進員の仕事をしてくださってると思っております。これは前々から県の方にご意見させて頂いてると思えますが、何で推進員にしないのですか。ボランティア会はずっと長い間頑張ってきてると思いますが、そういうのも含めて非常に中ぶらりんな状況ではないかなと、前々から思っているもので、震災で特にこの福島県の動物行政は全国的に注目を浴びてると思うので、ちょっとその辺も含めて考えて頂ければと思います。



(座長)

それでは、要望として賜っておきます。

他にありますか？

(長岡委員)

小学校への獣医師派遣事業についてですが、これはむしろ森澤先生に伺った方が良いのかと思いますが、いろいろな獣医師の先生がいます。昨今では実験動物の福祉については法律でもずいぶん言われているのですが、こういった学校飼育動物であったり、特に動物とのふれあい事業ですが、見てるとふれあい事業自体が動物の虐待に繋がる事例も決して少なくないと思います。実際にお話をさせて頂いた獣医師さんの中でも、もちろん個人の思想や信念は別だということも十分私も承知していますが、学校に獣医師の先生を派遣して子供さんにふれあい方、動物の扱い方を教えるのであれば、小さな動物の福祉という面で、獣医師会では何か勉強会であったり、講習会というのは設けたりしているのでしょうか。

(座長)

獣医師会として積極的に会議をやるということは、今まで出来てこなかったという面があります。ひとつには獣医師の派遣という事業は各保健所の獣医師さんが中心となって実施しており、我々獣医師会としては、教育委員会に対して我々は学校獣医師としてお手伝いする準備は出来ていると申し上げてきておりました。ところが、教育委員会さんとしては、学校で動物を飼うことは鳥インフルエンザの発生以来、だんだん少なくなってきています。学校飼育動物のほとんどはウサギに限られてきている。それはそれでよろしいのですが、我々獣医師会としては各教育委員会、学校長さんの方から要請があれば我々の会員を随時派遣するという事です。

(長岡委員)

ということは、7番の派遣の獣医師さんは保健所職員の獣医師さんということなんではないでしょうか？

(太田委員)

私、一開業の獣医師ですが、実際この事業に携わっているのは県の保健所の獣医師さんだと思いますが、私も数年前に要請を受けて出かけたこともあります。学校の飼育動物に関して言うと、やはり劣悪な環境で飼われていたり、実際に病気になっていても医療費などの問題で病院に行くことが出来ないといった現状があるので、これは非常に憂慮すべき事態ですし、返って学校で動物を飼育することが愛護の逆を教える、反面教師になってしまう可能性があるということは非常に困ったことだなど、実際私が行って感じたことでもあります。最後の方に動物取扱責任者研修会という事業が記載されていますけれども、実際

のところ学校の責任者であるとか、そういった方も動物を飼って管理しているという立場では同じなので、対象に広げるべきであろうというふうに思いますし、年1回あるいは年2回監視・指導の対象にすべきだと思います。そして、どこの学校でどういう動物を飼っているか、きちっと把握しておくべきだと思いますし、どういう環境で飼われているか、もし、好ましくなければ指導を当然しないと、これからの社会を担う子供達が動物はこういう風に飼っても良いんだ、お金がなければしょうがないからそのまま死ぬまで置いておいても良いんだ、とあって育ってしまったては困ると感じています。

だから、これに関しては本当に早急に改善すべき事なのではないかと思いますが、予算の付け方をどのように考えてるかというところがまず一番重要なところではないかと思えます。飼育動物の診療だと、学校や幼稚園からかなりの数の依頼がきています。ほとんどは無料になっています。こういうのは獣医師会から助成があると助かりますが、雀の涙ほどしか頂いてませんし、ほとんどは病院からの持ち出し、後は心ある先生は自分のポケットマネーから出しているとかも希にはありますが、予算のことから考えて、県の上の方のレベルの予算付けとか、そういったものも充実させておくべきではないかという風には考えています。

ということで、本当はこの小学校への獣医師派遣事業は動物と子供が会って、動物って可愛いなあという気持ちを育むことがとても重要ですけども、動物を学校で飼育することは、本当に動物愛護の心を育てられるのかなと、少し疑問に思っています。

大切に飼われた動物は、学校を訪問して「可愛いね」と言われるのは、動物は結構喜んでいる場合も多いと思います。動物自体がそういう風に触られるのを嫌がっているのではないかと心配だっというお話しがありましたが、家庭ですごく可愛がられて育った動物は、たくさんの人に触られることが嬉しかったりします。だから、そういう動物であれば、連れて行ってたくさんの子供達とふれあうことは、良い事ではないかなと思います。

(座長)

はい。ありがとうございました。よろしいですか？

(長岡委員)

やはり、この数字だけではどうしても解らない部分があります。特に、いわき(市)において、獣医師派遣事業は開業獣医師さんが前は行かれてたようなことを聞いた気がしましたので、獣医師会の獣医師さんが派遣されてるのかなと思ったのと、後は、今、太田先生のお話を伺って、本当に太田先生のような先生が来られたたら、子供さんも動物もすごくラッキーだし、いろんな事が学習できるんだらうな、と思いました。

(太田委員)

これは日本小動物獣医師会で発行している冊子なんですけど、こういったものが配られて

います。

(座長)

日小獣の会員の方には配られています。

(太田委員)

なので、自分で勉強する気になったら出来るようにはなっていますが、みんなを集めて講習会というのは、実際には難しいかと思われます。

(座長)

だいぶ前に一回ありましたね。群馬から講師を招いて。一日がかりでやったことはあります。

(太田委員)

中川先生という学校の先生が本を出してしまして、私とかは学校に行く前にこういうのを読んで勉強して行きますが、派遣される獣医さんでこういうのを読んで勉強している方もいます。

(山崎委員)

私は、県北の小学校の獣医師派遣のお手伝いで行っていますが、県北の担当の方はすごく勉強されていて、丁寧にやってらっしゃるので、とても成果が出ていると思います。それにあわせて、私たちボランティア会の犬たちも、学校で許可が出た場合は連れて行って、うさぎや犬の心音を聞かせたり、ふれあいもしていただいたりしており、私たちも参加させてもらっている中で、そのことが子供達に良い効果になっていると感じています。犬達もストレスを感じる時もあるのですが、会の中でもふれあいに向く犬かどうか、ストレスのかかる時間なども考えながら行っています。本当に県北保健所の獣医師さん達は、それ以外の仕事もあるのにすごく丁寧にやっていただいている感謝の思いがあります。実績としてはすごく上がっていると思っています。ただ、学校側からの依頼がないと行けなということで、私たちが見ていると、校長先生が犬好きだったり、動物好きだと呼んでくださりますが、本当に行って指導していただきたい学校からの依頼はなく、犬が校内に入るのを拒否されたりしてしまうので、そうではなく、反対に学校の状況を把握して、学校で動物を飼っているのであれば、必ず行って指導するというのも大切なことだと思います。

劣悪に飼われているウサギとか、動物はまだまいますし、せっかくしっかりした飼育施設があるのに全然飼わないでいたり、飼っていても生徒達が動物の名前もわからない、飼ってることすらわからないという現実もあるようですので、それは県北保健所から直接指導できないのかとお話しさせていただきました。

(太田委員)

学校の動物は餌をあげて糞尿の処理をすれば良いというだけでは無く、やっぱりその記録を残すとか、その子が何年の何月何日に生まれたとか、何歳なのかとか、雄雌なのかとか、そんな事も全く解らない状態で飼われている動物がすごく多いです。そして、学校の先生は異動で替わるので、そうすると「私来たばかりで解らないです。」という状況の学校がもの凄く多いので、その所を指導できるようにしないと、動物の虐待を教えているようなことになってしまいかねないと非常に心配しています。

それよりは、山崎委員がお話しされたように、幸せな環境で飼われている動物を連れてきて、短時間でも良いからふれあいをしてもらう方が良いかもしれない。

(座長)

はい、ありがとうございました。

只今の議案につきましては、これまでの実績について説明いただきました。資料については、もう少し関連性のあるものを並べたような資料の作り方を研究してください。

それからボランティアさんについては、色んなご意見あるボランティアさんがいると思いますが、意見交換出来るような場所の設定等を含めて検討をお願いします。

最後に学校飼育等については特定のところに負担がかからないように、また、教育委員会さん等と連絡をとりながら、どういうやり方が本当に良いのかということについて相談して対応いただきたいと思います。

では、第1の議案については以上になります。

続いて2番目の「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて

(事務局)

それでは、資料の2-1に基づいて話を進めさせていただきます。

1 これまでの経緯と見直しの背景（資料読み上げ）

資料2-3に旧計画を添付していますが、先ほどご指摘頂いているように一般の方が読みづらい、文字だけで見づらいという点がありました。現計画を平成20年3月に策定をいたしまして、このときに5年を目途に見直しをしておりますので、今年度に見直しを行うこととしております。

2 国が定めた「基本指針」（平成25年8月策定）の見直しについて（資料読み上げ）

これらを踏まえて計画の見直しを行うこととしております。

3 「福島県動物愛護管理推進計画」（平成20年3月策定）の見直しについて（資料読み上げ）

(続いて資料の2-2改定案を読み上げ説明。)

(以下補足説明)

P11 (3) ②収容動物の譲渡について

行政からの譲渡なので、貰った方に迷惑になるような、感染症に罹患しているなどの犬や猫については、十分な処置を施して実施していかなくてはなりません。

また、行政の対応として、単に譲渡すれば良いわけではなく、果たして本当にその動物が貰われた先、第三者譲渡先で幸せな暮らしが出来るのかというような所まで審査をして譲渡をしています。引き続き推進していきたいと思っています

P20 別表1「飼い主探し支援」について

一般の方から保健所に「子犬や子猫が生まれたのだが、もらってくれる方は居ませんか」というような相談があります。こういった場合にその子犬や子猫を保健所で引き取るのではなく、譲り受け希望者を紹介し、本人同士でやりとりをして貰うという事業です。一般の譲渡事業とは違うので、別枠で記載しています。

P11 (4) ②「児童への教育の充実」について

太田委員、長岡委員からもお話がありましたが、学校での適正な飼養について、どういった取組が出来るか研究しながら対応してまいります。

太田先生がおっしゃったようにふれあい体験は非常に良い部分がありますので、積極的に実施したいと思います。一方、ふれあい活動の対象の動物にとってはどうなのかという動物福祉の面も考慮する必要があります。先ほど長岡委員から指摘があり、山崎委員からも具体的に事例としてご紹介頂きましたが、ほとんどの保健所で獣医師派遣事業においては、ふれあい活動を実施しておりますので、動物福祉の観点から適切に確認しながら、今後とも進めていきたいと思っておりますし、確かに依頼に基づく事業ですが、我々の方でも積極的に、教育部局に呼びかけながら、飼育されている動物の実態を把握、確認しながら今後実施していきたいと思えます。

P12 (5) ②「獣医師会等関係団体との連携協働」について

実際に小動物臨床を現場でやっている先生方の専門的な知識が、我々保健所獣医師にとっても必要な部分があります。そういった臨床の先生のご協力を得ながら、保健所の当該事業を進めていければと考えています。

P12 ③「市町村との連携」について

特にいわき市、郡山市には双葉郡の多くの被災者の方が避難しており、仮設住宅もたくさんあるかと思えます。被災者の飼っている動物を含めていろいろな地域の独自の問題があります。そういったところも、我々県、保健所と各市町村と連携を取って対応していきたいと考えております。

P15 (7)「実験動物の適正な取扱いの推進」について

国では新たに入った内容ですが、県では初めの計画から入れてある内容です。3Rの原則の周知を引き続き行っていきたいと考えております。

P15 (8)「産業動物の適正な取扱いの推進」について

最終的に我々のお腹に入るから良いのでは無く、飼養されている間、きちんとした飼育管理がなされてなければなりません。

P16 (9)「災害発生時の救護対策の推進」について

マニュアルはお出しできれば良かったのですが、現在調整中です。県の地域防災計画が新たに見直しされたところで、それに基づきマニュアルも見直しを現在図っているところですので、なるべく早い段階でお示しできるよう、鋭意作業に取り組んでいるところです。本日お示しできないことをお詫び申し上げます。

また、原発災害のように長期化する災害については、今回立ち上げた「福島県動物救護本部」を設置しないとその対応が困難であるため「福島県動物救護本部」の設置について新たに追記したところです。

P21別表2

⑥「犬の殺処分数」について

全国の皆様のご支援も頂いて、平成24年度には既に当初の目標である75%減を達成しておりますが、果たして現在の譲渡率が続くのか。今後、復旧・復興が進んでいく中で、緊急災害時のように全国の方々のご支援を継続して頂けるかは中々難しいと考えられますので、平成24年度の実績値から、600頭以下を目標としました。ただし、はじめから600頭ありきではなく、理想的な目標は0ですが、現実的な数値目標をどこに置くかというところでの設定としています。

(座長)

ありがとうございました。

2番目の議題、「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しということで、ご意見はございますでしょうか。

(長岡委員)

時間もあまり無いということで、大きく4つ提案申し上げます。

まず、一番最後の数値目標、こういった計画の評価を数値にするのは危険性を少し含んでいて、評価の方法をまた再構築して頂きたいと思います。というのも、冒頭に例えば環境省の基本指針で引取数を75%減にすること、そして、実際こういう表にした時に75%

減を達成しているのを見るとそのとおりにとりやすいのですが、実際には引取り依頼がどのくらいあったのかというのが判らないと、実質的な成果というのが見えてきません。例えば、あまり例えが良くないのかもしれないですが、九州の某県で殺処分0を謳ってる行政さんがありますが、行政では殺処分しないけれど、その下の部分では実際にはいろいろな問題が出てくることがあります。

ですので、分母がどのくらいあって、その分母がどういう問題をはらんでいるのか、私達が目に出来るようなシステムがあればいいかなと思います。

それからもう一つは、連携協働という言葉がたくさん出てきているのですが、その連携協働の先が見えてこないのと、実際に連携協働がうまくいってないのが露呈したのは、この震災だったと思います。連携を図るというのが基本的にどういうことなのか、例えば、これを見た人に、「どういう風に連携をとってるんですか？」と質問された時にお答えできるような具体案を持っていて頂きたいと思います。

後は、例えば、災害時に県のボランティア会さんや中核市さんと連携を図るってと思いますが、震災では実際には外部の団体さんとの連携というのかなりあったと思うんです。特に緊急災害時動物救援本部もそうですし、後は、近々だけの連携では実際に被災地同士では動きが取れない事もあると思います。なので、こういうドメスティックな連携だけでは、賄えない部分があると思うので、それに対する対応策や、他の行政さんを見ると、民間の営利団体であったりとか、例えばホームセンターと連携をとってフードの提携をしたり、後は一時保管場所の提携をもっと具体的にやっているとあります。後は民間団体と、そういう際に連携をとっていることも、たくさん、最近聞こえてきているので、もう少し視野を広げた連携の取り方ともっと具体的な策も必要ではないかと思います。

正にその具体策なんですけど、資料の2-1に、具体的な施策の展開という言葉はあるにもかかわらず、具体策が見えて来ないっていうのは、実際ここに全部具体策を書くというのは到底大変だと思うんですけど、例えばこれを見た民間の人が、猫の室内飼い、こういった地方の一軒家で猫を室内飼いするというのは、実質的に非常に困難だったりします。大きな吐き出し窓がいくつもあつた家屋で、換気のために窓を開けたら出て行ってしまったということは普通にあることなので、そういうものを予防する具体例、具体飼育例などは行政がお持ちなのかどうか、飼い主さんにお示しできるような本当の具体策です。そういうものがあるのかどうかというのが、例えば、10年スパンで考えるなら、それを逐次ストックしていく必要があるのではないかなと。

最後ですが、ボランティアさんの教育は、やはり、逐次刷新していく必要がすごくあると思います。今、全国的にボランティアさんがしつけ教室をやっているノウハウは、所謂、日本オールドッグトレーニングセンターの藤井さんの方法だと思いますが、藤井さんは後々に、やはりアメリカとか外国のカンファレンスの中で訓練としつけは違うということで、自分の立ち位置は明確にしています。行政の方も、水越先生の話など随分聞きに行かれてるとは思うんですけど、それだけしつけという概念が変わってきている。しつけという

のは即物的ではなくて、本当は長いスパンで、もの凄く大変で、むしろ信念とか哲学に関わっている部分の方が大きいという話がどんどん見えてきているので、ボランティアさんを頼りに行政が成り立っている部分があるのであれば、そういう部分を、例えば具体的に言うと「交通費」、「参加費」などをバックアップしつつ、今でしたら JAHA さんなどの講習会などに、いろいろな等級があると思いますが、そういうところに必要人数を派遣するとか、情報を更新できるようなシステムというのも考えて頂けたらいいのではないかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

専門的で、かつ、新しい考え方の提言がありました。それらを含めまして、その他、ご意見ございますか？

ないようであれば、新しい考えも入れつつ、今後の対応をお願いしたいと思います。

では、3つめの議題について説明、願います。

(事務局)

本計画につきましては、今年の3月に策定をしておりますので、長岡委員には、ただ今ご意見、ご提案のありましたところについて、今後ご連絡をさせて頂いて、いろいろと相談させていただきながら進めさせて頂きたいと思っております。申し訳ありません。

続きまして最後の議題ですが、資料3に基づきまして、被災動物の管理等の推移につきまして、こちらについて皆様にご報告させていただきます。

これまで、相双保健所管内、県中保健所管内の旧警戒区域等において保護・収容した動物の数についてご報告させていただきます。

これまで平成23年4月28日から5月2日にかけて、環境省と福島県で犬27頭、猫2頭を捕まえて以来、住民の方たちの一時立ち入りに伴う保護、あるいは県の取組、環境省との連携での取組によって、平成23年度、平成24年度も一斉保護実施しています。裏面の方になりますが、相双保健所、県中保健所では引き続き今年度も、犬12頭、猫3頭を保護しておりまして、裏のページの一番下ですが、これまで警戒区域内の保護頭数は犬458頭、猫で544頭となっております。

このうち犬について、全国の皆様に家族として迎え入れられたもの、つまり、譲渡できたものが、258頭、猫で222頭ございます。それから、飼い主さんが判って引き取っていただいた数ですが、犬で157頭、猫で159頭が飼い主さんのもとへ帰っています。捕獲時に感染症に罹患し、重傷であった犬猫もおり、獣医師会さんのご協力を得ながら治療を進めてきていますが、不幸にして死亡した犬猫も実態としてはあります。そうした中で、1月末現在で、犬30頭、猫115頭を三春のシェルターで管理しております。



シェルター設置から3年が経とうとしておりますが、今年、方向性を持って速やかに、一日でも早く、新しい家族を作ってあげたい、譲渡事業進めていきたいと思っています。飼い主が不明となっている被災動物については、一頭残らず譲渡したい思っているところです。それに向けましては、今後とも皆様のご協力を頂きたいと思っておりますので、この場をお借りしてお願い申し上げます。以上です。

(座長)

只今議題については報告ということですが、一部飼い主が判っているけども返せない方達もいますので、その方達ともこれから相談して行かなければなりませんし、既に震災後に生まれた猫が大半になっておりますので、それらについても皆さんの協力を得ながら新しい飼い主の元へ譲渡を進めていただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、長時間に渡りいろいろと協議いただきありがとうございました。

新しい知見も盛り込んで、中々わかりやすくなるかと思います。今一度よりいっそうの努力をお願いしながら、動物愛護の推進について、今後とも皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

(事務局)

森澤委員におかれましては、議長の任、議事の進行ありがとうございました。それでは、本日の平成25年度福島県動物愛護推進懇談会は、以上を持ちまして終了いたします。委員の皆様ありがとうございました。